

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 育児時間の取得期間を生後 1 年までから生後 1 年 3 月までに変更し、及び骨髄提供休暇を新設するため、条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 26 年 11 月国立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 5 第 1 項中「1 年」を「1 年 3 月」に改める。

第 10 条の 9 の次に次の 1 条を加える。

（骨髄提供休暇）

第 10 条の 10 任命権者は、職員が骨髄提供を行う場合であつて、当該骨髄提供に必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、当該職員の請求により、骨髄提供休暇を与えることができる。

附 則

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の第10条の5の規定により育児時間の承認を受けている職員については、改正後の第10条の5の規定による育児時間の承認を受けたものとみなす。